

提出意見の概要

【関東ブロック】

○一般参加区分（氏名）

・伊佐 幸夫	2
・セス・サルキン	3
・柴田 武男	4
・木村 芳正	5
・古賀 彩	6

○団体参加区分（団体名）

・共同印刷株式会社	7
・日本 PFI・PPP 協会 IR/MICE PPP 研究会	8
・富士通株式会社	9
・株式会社三井住友銀行	10
・一般社団法人 MICE 総研	11
・株式会社ブライト	12
・日本司法書士会連合会	13

（敬称略）

※上記のほか、意見表明の辞退者等が6名

8月17日説明・公聴会（東京会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） イサ ユキオ
氏 伊佐 幸夫

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

1. 国際競争力を付ける為には、いち早くIRの開業に向けて迅速な動きを進めるべきと思います。この為に、開業日の目標設定をしては如何なものでしょうか。
2. カジノ税に関して、中小都市でIRを運営する場合は、その収益率は大都市のそれに比較して劣る可能性が考えられます。その場合、中小都市のIR・カジノ税率を大都市のそれより下げる事は考えられるのでしょうか。
3. 事業に参画する各企業の背面調査については、具体的に決まっているのでしょうか。
4. カジノフロアは計 15,000 m²と理解していますが、非営業部分を足すとグロスで何m²でしょうか。
5. 海外オペレーターは日本企業とパートナーシップを組む必要があるのでしょうか。
6. 複数のIR候補地にアプライすることは可能でしょうか。
7. ライセンスの有効期限は何年でしょうか。
8. 一地域についての最低投資金額はあるのでしょうか。

以上

8月17日説明・公聴会（東京会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）せす さるきん
氏 名 セス・サルキン

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

1. 実施法案の内容を開示してからもう一回、公聴会およびパブリックコメントの機会を与えていただきたい。
2. IRに参加を希望する企業、団体および自治体と意見交換する場を設けること。
3. カジノの絶対面積制限を設けないこと。その代わりに IR 全体の総延べ床面積に対する上限割合を設けても結構です。

8月17日説明・公聴会（東京会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）しばた たけお
氏 名 柴田 武男

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

カジノ整備推進法案に反対します。反対理由は次の6点です。

1. 地域経済が衰退する・・・I Rに客足を奪われ、周辺の商店街が衰退した海外の前例があり、政府が期待する「地域経済の振興」には弊害しかない。
 2. ギャンブル依存症対策が不十分・・・依存症対策は入場回数制限など水際防止に力点が置かれる一方、発症後のケアは手薄で、万全な備えではない。また、マイナンバーカードで入場制限するというまったくやる気の無い政策を掲げている。これが実現可能なら、どうして公営ギャンブルに適用しないのか。
 3. ギャンブル依存症はすでに深刻・・・国内には、「既に競馬などの公営ギャンブルに加え、パチンコやパチスロなどもある。政府が成人2200人を対象にした面接調査では、ギャンブル依存症になった経験があると疑われる人は2・7%。国勢調査のデータで単純計算すると、約280万人になる。
 4. カジノによる経済的効果はほとんどない・・・既にカジノを導入した韓国では、利益よりも依存症問題など負の影響の方が大きいとの指摘もある。依存症対策にかかる経費も考えると、カジノによる経済的効果はほとんどないか、むしろ社会的にはマイナスである。
 5. カジノは観光振興に弊害あり・・・観光客の財布には限りがある。カジノで金を使って、どうやって周遊観光をするのか。また、イスラム諸国はカジノ禁止である。全世界のムスリム人口は、約16億人で、そのうちの10億人がアジアに居住する方々。年々増加しているインドネシアからのムスリムの観光客などににカジノは百害あって一利無し。
 6. 厳しい規制が多くあるくらい危険施設である・・・「報告書にある「世界最高水準のカジノ規制」の一節には、さまざまな規制が書かれており、カジノがいかに危険な施設なのかが逆に読み取れる。こんな厳しい規制が必要な危険施設を作る必要があるのか。カジノがない日本に観光客は増加している。ビザの緩和などで観光客誘致はいくらでも可能。日本にある既存の観光資源をより磨いて魅力を高める方が観光客誘致に効果的である。
- まとめ・・・カジノはなくても観光立国に何の問題もありません。むしろ、クリーンなイメージになります。カジノがなくても大丈夫ではなくて、観光立国にはカジノはない方が良いのです。だから、「カジノに依存しないクリーンな観光立国」を。家族で安心して楽しめる日本の観光をウリにしましょう。

8月17日説明・公聴会（東京会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） きむら よしまさ
氏 名 木村 芳正

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

私は IR カジノ実施法に反対の立場から意見表明いたします。

私は、カジノ候補地のひとつ、横浜市で市長選挙が行われていたとき、選挙とは別に「横浜にカジノ いる？ いない？」シール投票を友人たちと呼びかけました。7月9日から8月9日まで、一カ所90分、のべ23カ所で呼びかけ、参加者は7429名、「いる」にシールを貼った方は1035名（13.9%）、「いない」にシールを貼った方は6255名（84.2%）、「わからない」にシールを貼った方は139名（1.7%）でした。

「カジノいる」にシールを貼った方の意見をお聞きしてみると、特に若い男性に多いのが、「カジノに反対するならパチンコをやめさせろよ」とか、「カジノで儲ければ横浜の税収が増える」というものがありました。カジノ依存症とかどうするんですかと聞くと、それは本人の問題で自己責任、自分には直接関係ないとの認識でした。

IR カジノは、宿泊や食事が格安なため、それで客を呼び込む手法を採っています。これは、パチンコで言うと、無料の送迎タクシーがついているようなものです。

このように、わざわざ、ギャンブルに人々を巻き込もうとする法律が、IR カジノ実施法です。私はそのような法律の制定に断固反対します。

カジノシール投票で、「いない」にシールを貼ったある高齢男性は、「カジノなんてできたら、行きたくなっちゃってしょうがないからやめて欲しい、財産なくなっちゃうよ。」と切実に訴えていました。日本はそれだけでなく競馬などの公営ギャンブルやパチンコなどにより、ギャンブル依存症患者の多い国です。2015年の厚生労働省の推計でも成人男性の4.8%、536万人がギャンブル依存症で、アメリカの1.58%（2002年）、香港の1.8%（2001年）、韓国の0.6%（2006年）に比べて、すでに突出して高く、IR カジノ実施法の制定はそれに拍車を掛けるものです。

最後に、ギャンブル依存症などが原因でクレジットカードやサラ金地獄にあえぐ生活困窮者に寄り添い、その解決に尽力されている敬愛する宇都宮健児弁護士の言葉を贈ります。

「ギャンブル依存症の一番の対策は、カジノを作らないことである」。

8月17日説明・公聴会（東京会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） かが あや
氏 名 古賀 彩

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

IR推進会議の議論の「取りまとめ」について、意見を述べる機会をいただき、ありがとうございます。私が懸念しているのは「ギャンブル依存症対策」がまだまだ手薄である点です。ご存知のように、わが国にはギャンブル依存症者が約280万人いると推定されています。依存症対策を手厚くせずに、カジノを含むIRを導入するのは問題があると考えます。

例えば、今回の取りまとめでは「新しく依存症者をつくらない」という予防対策のみが検討されています。「取りまとめ」の55ページ「依存防止対策・青少年の健全育成」において「入場回数制限」「入場者の年齢制限」「本人・家族による利用制限」などがありますが「依存しないように防ぐ」という防止策にすぎません。「依存防止策」は従来のギャンブルでも行われておりますが、それでもわが国では多くのギャンブル依存症者が生まれました。

必要なのは、

- カジノによって依存症になってしまった場合の対策
- 依存症者がカジノを利用し、さらに困窮した場合の対策 です。

「ギャンブルがある限り、ギャンブル依存症は起こる」との認識の上に「なる前の依存症対策」だけでなく「なってしまった依存症者への対策」を希望します。

「取りまとめ」の63ページ「事業者が実施する依存防止対策」において「相談窓口を設置」とありますが、それで終わらず「依存症者の回復支援」を加えていただきたい。

ギャンブル依存症（病的賭博）は世界保健機関（WHO）でも精神障害の一つに分類されており、治療が必要なものです。依存症者が会社の資金を横領するなど犯罪につながることもありますし、我が子の教育資金を使い切ってしまうなどの悲劇も起こりえます。依存症者を回復させることは社会的にも重要です。しかし、回復において本人や家族の負担が大きく、例えば回復施設に入る場合、最低でも月に15万程度の費用がかかる現実もあります。

望ましいのは、

- 依存症対策の財源を、海外の例にならい、事業者の利益から拠出すること です。

「世界最高水準の依存症対策」を実現すべく、事業者負担の財源確保や、きめ細かく手厚い「依存症者の回復支援策」を加えることを切に希望します。

8月17日説明・公聴会（東京会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）共同印刷株式会社 かとう けい
氏 名 共同印刷株式会社 加藤 敬

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

<MICEビジネスの確立>

・日本国政府としてMICE誘致をどのようにサポートする予定なのか？ MICE誘致の主幹省庁はどこになるのか？

<カジノ規制について>

・ポーカーの世界大会のようなイベントは日本で開催可能とするのか？

<カジノ入場回数の制限と入場料の徴収について>

・日本国民の入場回数を24時間を1回とした場合、日本国民の長期滞在者がカジノを利用する際にも制限を設けるという理解になるのか？
・入場回数の制限や入場料の徴収が、逆に「入場回数内でできるだけカジノをする」とか「入場料分回収したい」といったカジノにのめり込む原因にならないかが心配である。

<その他>

・IR施設やカジノ施設を比較・検討する際に、ラスベガス、マカオ、シンガポール、（たまにオーストラリア）で行われているが、他の国の事例を日本国民に伝える必要は無いのか？（例えば、ヨーロッパ、アフリカ、東南アジア諸国）

8月17日説明・公聴会（東京会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） うえだかずお
氏 名：日本PFI・PPP協会 IR/MICE PPP研究会 植田和男

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

日本PFI・PPP協会 IR/MICE PPP研究会は、地方創生、観光先進国の実現の為にIR施設は不可欠と思料し、IR実施法の早期成立及び基本方針の早期策定を望むものです。今回の「取りまとめ（案）」に関し、以下の事項に関し意見を申し上げます。

①区域認定の申請主体について

地方創生、観光先進国の実現には、申請主体が、あらかじめ一部の国土に限定されるものではなく、全国都道府県、政令指定都市及びその他推進するに相当と思われる市町村とすべき。その判断は、国の区域認定主体（主務大臣）が行う。

②立地市町村等への協議等について

地元の合意を得ることは、絶対に不可欠であり、如何なる場合でも立地市町村の議会の議決を得ることを区域認定申請の条件とすべき。

③区域認定に当たって考慮すべき要素等について

区域認定に当たっては、地方創生・まちづくりへの貢献、地域の観光資源の活用状況等様々な政策効果の大きさ、IR区域外での観光関連の建設中の施設、既存施設等も考慮すべき。

④国・地方の配分関係等について

納付金（GGR比例部分）及び入場料の配分については、国と区域認定を受けた団体等で折半ではなく、IR事業の運営段階で負担の大きい認定団体等に配分を大きくすべき。

⑤実施協定の締結について

区域認定を受けた団体とIR事業者間の実施協定において、当該団体は、IR事業の経営リスクを一切取ることはなく、IR事業者は、経営の独立性が担保されるべきである。例として、当該団体、地元経済界等からの出資、役員派遣等は禁止すべきである。

⑥依存防止対策、青少年の健全育成について

カジノ行為のみならず既存の公営ギャンブルを含め、これらゲーミングを学校教育の一環として数学的、統計的或いは社会的に学ぶ機会を学生に与えるべき。

以上

8月17日説明・公聴会（東京会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） みどりかわ よういち
氏 名 緑川 洋一

（団体参加の場合は団体名） 富士通株式会社

【当日表明する意見の概要】

以下の2点について確認させていただきます。

① 依存症予防に関して

社会的関心の高い、ギャンブル依存症に関して、自己排除プログラムの導入、入場回数制限、依存症患者への対策を検討されていますが、それに合わせて早期検出、予兆も必要と考えておりますがいかがでしょうか。

② 個人番号カード(マイナンバー)に関して

カジノ施設への入場者について、マイナンバーカードを用いて本人確認を行なうと記述されており、最良の方法だとは思いますが、厳格な入場規制の制度設計において、マイナンバー利活用の範囲を明確にして頂けないでしょうか。（例えば生活保護受給者、自己破産者、反社会的組織排除、暴力団排除などは対象となるのでしょうか）

8月17日説明・公聴会（東京会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）みついすみともぎんこう にしむらかつとし
氏 名 株式会社三井住友銀行 西村克俊

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

IRの推進は、インバウンド観光客が2千万人を超えるなか、更なる増加に向けて、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するものと思っております。一方、犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成、依存症対策等の懸念も指摘されており、双方のバランスを適切にとりながら、一番良い形で必要な法案が制定されるものと理解しております。これらを前提に、以下3点を意見表明させていただきます。

（1）国、カジノ管理委員会、自治体の管理・監督と事業の継続性・安定性

- ・ IR 事業において、ライセンス取得企業は、①国・国土交通省による区域認定、②国・カジノ管理委員会によるライセンス、③区域認定自治体との事業契約、により管理・監督が行われるものと理解しているが、それぞれの関係性を明解にしていきたい（例えば①が取り消された場合の、②や③への影響）
- ・ ライセンス取得企業に何らかのデフォルト（ライセンスの取り消し等）事由が発生した場合にでも、事業の継続性、安定性が担保される様な具体的な指針を示して頂きたい。（別事業者による代替、別事業者の認定プロセス等）

（2）事業者による機動的な資金調達の実現

- ・ 数千億円のファイナンスではシンジケート団が組成される可能性が高いが、諸外国においては、『各国金融当局による規制が適正に履践』されていることを前提に、銀行の認可や背面調査を重疊的には行わずに、事業者が必要な資金を機動的に調達出来るようになっていくようなので、その点も考慮した制度設計をお願い致します。

（3）競争力ある継続的な事業性の確保と健全な市場の形成・拡大

国際的な競争力の高い施設を長期間に亘り健全に運営すること、地域経済の振興に資する継続的な投資を呼び込むには、健全な市場の形成・拡大、カジノを含めた「IRの事業性（投資金額、投資リスクに応じたリターン）が看られること」は非常に重要と思われる。

- ・ 本人確認をマイナンバーカードに限定することは、心理的マイナス影響も強いと思われる為、その目的や用途、入場者の租税公課の取り扱いについても明解にすべきと考えます。
- ・ また、上記に加え、入場回数やカジノ面積の制限、高額な入場料等は、健全な市場の形成・拡大を抑制する可能性も高く、今後決定される税率や納付金についても、各種懸念への対応とIRの事業性の確保にバランスの取れた水準に設定頂きたい。

8月17日説明・公聴会（東京会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） いっぱんしゃだんほうじんまいすそうけん きむら たかし
氏 名 一般社団法人MICE総研 木村 孝史

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

IR推進会議の取りまとめによると、我が国のIR制度は「日本を代表するMICE施設と宿泊施設、レクリエーション施設等の集客施設にカジノを加えた統合型リゾート施設を一体として、その設置・運営等を法制度の中に位置付ける世界初の取組」とありMICE事業に関わる者として共感を覚えたので意見表明をさせていただきます。

私は、一般社団法人のシンクタンクにおいてMICEの研究・分析をおこなっています。

MICEとは国際団体やグローバル企業の国際会議やミーティングおよび産業展示会などのビジネス系イベント全般の総称です。

私どもの調査では、首都圏など大都市では、これらを開催できる施設が不足しているため、数年先の予約が取れないという状況が起こり、日本での開催を断念するなど機会の損失が発生しています。

一方、MICEの出席者はビジネス目的で入国するため、一都市に滞在する期間は一般の観光客と比較すると長く、かつ消費額も大きいことから開催地や周辺観光地に経済効果をもたらすばかりでなく、これによる地域の雇用拡大や都市の国際化などが期待できると言われています。

しかし、MICE施設は整備費用が大きく、採算が厳しいため民間が手を出しにくいことから、地方自治体等により都市インフラ機能として公設で整備されてきています。このたびの提言にあるIR内のカジノがこの採算性を担保する機能を果たすことになれば、MICE誘致・開催の拡大は大いに期待でき、以て「観光先進国」の施策に資するものと考えるところです。

8月17日説明・公聴会（東京会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）かぶしきがいしゃ ぶらいと おおつじ たつや
氏 名 株式会社ブライト 大辻 竜也

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

IR・カジノの日本での創設については観光振興、特に訪日外国人の観光消費が増加することへの大きな期待と、雇用促進の観点から賛成の立場です。今回の取りまとめ案につきましても概ね賛成でございます。施設の核となるカジノにつきましても、先進国のなかでは、日本が最後発であり他国との競争に勝つためにも、廉潔性を担保しつつ、より集客力があり、より多くの方が楽しめる施設を創設していくべきと考えております。

そこで、今回は、カジノ規制の入場者規定とチップ等の規制の部分について意見を述べさせていただきます。まず、入場回数制限について「一か月程度の長期間における回数制限と、一週間程度の短期間における回数制限を組み合わせで設けるべき」との点において、回数を一方的に制限することは、国民がカジノ利用する機会を極端に損なってしまう恐れがあるため、あくまでも本人あるいは親族からの申告があった場合のみ適用すべきと考えます。また、「マイナンバーカードを用いて本人確認を行うこととすべきである」とされている点について、あまりに極度な管理体制をとることは上記と同様の理由で行うべきではなく、免許証等の身分証明書による事前登録制とし、年齢や反社会勢力に属していないか等の欠格要因の確認に留めるべきと考えます。同時に入場料の賦課についても上記と同様の理由で、高額な設定をすべきではなく都市と地方では規模、内容も異なるため、各自治体が判断し場合によっては無料とすることも可能としてもよいと考えます。更に、「20歳未満の者については、カジノ施設への入場を禁止すべき」とされていますが、今後成人年齢を18歳以上とする案もあることから、公営競技同様に「未成年者（20歳未満の者）の入場を禁止する」とし、今後の動静に柔軟に対応すべきと考えます。次に、チップ等の規制・監視について、「カジノ内での顧客間のチップ、バウチャー等の譲渡は、原則として禁止」「カジノ施設外へのチップ等の持ち出しは、禁止」の点について、これを実施するとカジノ側に管理され自由な気分でカジノを楽しめる環境ではなくなることが懸念されます。また、犯罪収益の移転に繋がるとされていますが、国民には入場管理を行い、ハイローラーのチップの動きはカジノが管理することからこれには当たらず導入すべきではないと考えます。以上

8月17日説明・公聴会（東京会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）にほんしほうしよしかいれんごうかい あきやま じゅん
氏 名 日本司法書士会連合会 秋山 淳

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

1 意見の趣旨

「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」で提案された規制を施しても、ギャンブル依存症対策など実効的な効果を上げられるか検証がされておらず不十分であり、カジノ賭博合法化推進のための法制上の措置を講じるべきではない。

2 意見の理由

（1）日本司法書士会連合会は、2016年（平成28年）12月15日付で、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（「カジノ解禁法案」）の法制定に関し会長談話を発し、遺憾の意を表明している。

（2）カジノ解禁法案は、刑法で禁止されたカジノとホテル・商業施設等の複合施設が、観光及び地域経済振興に寄与し、財政の改善に資するとの考えのもと、カジノ解禁を目的とする。

本法案ではその経済的効果のみを謳っているが、日本のギャンブル依存症患者は、厚生労働省研究班報告では成人人口4.8%に当たる536万人以上であり、カジノ先進国である欧米諸国の罹患率、成人人口1～2%と比べ、日本の罹患率は世界的に際立った数字である。日本は既に公営ギャンブルやパチンコが身近にあり、容易にアクセスできる点が主な要因である。

（3）ギャンブル依存症の問題点として、依存症患者はギャンブルに費やす金銭や時間を自分自身でコントロールできなくなり、借金を重ねた挙句多重債務に陥り、犯罪、自殺、離婚等一家離散につながるものが既に起こっており、自身だけでなくその家族や親族、関係者への悪影響も計り知れず、依存症患者を完治させる方策も見つからない状況下で、その経済的効果のみを優先させることは妥当でない。また、経済効果による財政改善効果を依存症・犯罪対策に充てる必要が生じ、カジノ解禁が有効な施策となりうるか、深い懸念を抱かずにはいられない。

（4）カジノ解禁の弊害として、前述のギャンブル依存の蔓延の他、マネーロンダリング、治安悪化、多重債務問題再燃の危険等が懸念される。本取りまとめには、上記の弊害対策は用意されている。しかし、いずれも検証がされておらず不十分であり、カジノ被害を抑止すべき対策たりえるか甚だ疑問である。